

令和 5 年 4 月 6 日現在

機関番号：32505

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K22062

研究課題名（和文）財務危機状態にある企業の取締役等に対する責任減免制度の在り方

研究課題名（英文）A system to reduce or eliminate directors' and officers' liability in the event of a financial crisis

研究代表者

木村 健登（KIMURA, Kento）

中央学院大学・法学部・講師

研究者番号：90879701

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、取締役の責任リスクが最も高まると考えられる企業の債務超過ないし倒産局面において、当該取締役の（債権者その他第三者に対する）責任リスクを適切に管理・軽減するにあたっては新たにどのようなルールを設けることが有用と考えられるかについての検討を、カナダ法を対象とした比較法の分析手法を用いて実施するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義
わが国の会社法上、取締役は企業の債務超過ないし倒産局面において（平時に比して）より大きな責任リスクに晒されていると考えられる。本研究は、それら局面における取締役の責任を適切に減免するための複数のツールを提示するものとして、学術的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research explores what new rules might be useful to appropriately manage and mitigate the risk of directors' liability (to creditors and other third parties) in the event of corporate insolvency or bankruptcy.

研究分野：会社法、保険法

キーワード：民事法学 会社法 取締役の責任

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

令和元年12月4日に成立した「会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)」において、わが国の会社法上も、新たに会社補償制度およびD&O保険(役員等賠償責任保険)に関する規律が設けられた。これらはいずれも、取締役インセンティブを付与するとともに、同人の職務の執行の適正さを確保するという目的の下に、取締役が職務上負担し得る責任リスクに対して一定の保護を提供するものであるとされる。しかしながら、これらの各制度についてはそれぞれ欠点もしくは弱点が存在することから、企業の財務状況が健全な場合については格別、そうではない債務超過局面(または企業が法的倒産手続へと移行した局面)においては、取締役に対して十分な保護を提供し得ないものと考えられる。とりわけわが国においては、企業の債務超過局面において、会社法429条1項に基づいて取締役が債権者をはじめとする第三者との関係で個人責任を追及される例が伝統的に多く観察されること、一方で取締役の責任リスクを軽減するための立法措置を講じながらも、取締役の責任リスクが一層高まるこれらの局面において、十分な保護を提供しないままに彼らを放置するというのは、上記の立法趣旨に照らしても妥当ではないといえる。

2. 研究の目的

上記「1」の問題意識に基づき、本研究では、企業の債務超過ないし倒産局面における取締役の(債権者その他第三者に対する)責任リスクを適切に管理・軽減するにあたっては、新たにどのようなルールを設けることが有用と考えられるかについて検討することを目的とする。

3. 研究の方法

研究の方法としては、カナダ法を対象とした比較法の分析手法を用いる。比較対象国としてカナダを選定した理由は、カナダの企業の取締役は、とりわけ企業の債務超過ないし倒産局面において無視できない水準の責任リスクに晒されているものと評価される一方で、同国においては、そのような取締役の責任リスクを軽減するための法制度もまた比較的充実していることから、上記の問題意識に基づいた検討を行うにあたり、有益な分析上の示唆がもたらされると考えたことによる。

4. 研究成果

本研究により得られた成果は、以下のとおりである。

[1] わが国の会社補償制度は、取締役の「悪意又は重大な過失に基づく」職務執行に起因する責任との関係では補償を認めておらず(会社法430条の2第2項3号)また、確定判決に基づく賠償金の支払と和解金の支払とを同列に扱うこととしている(同条第1項2号イ・ロ)。このような制度の下では、取締役の「悪意又は重大な過失」を要件とする会社法429条1項の責任が判決において認められた場合についての(賠償額に対する)補償は禁止されることとなり、また、仮に判決に先立って和解が成立した場合であっても、和解金に対する補償の実施にはリスクが伴う。対象取締役に悪意又は重過失の存在は認められないとして同人に対する補償の実施を決定した取締役が、その後任務懈怠責任[会社法423条1項]を追及されるおそれがあるとして、当該補償を差し控えるような実務が形成される可能性があるが、これらはいずれも、取締役に対する保護機能を低下させる「弊害」であると評価できる。この点につき、カナダ法の下でも取締役に(重過失に相当する)「不誠実」が認められる場合の補償は禁止されているが、厳格責任としての雇用法上の責任リスクの存在、および和解の場合における補償を(取締役の[事実問題としての]不誠実性の有無にかかわらず)許容する裁判規範の存在等により、会社補償制度がなお一定の意義を有している。これに対して、上記のとおりわが国においては、現行の補償制度は(少なくとも会社法429条1項の責任との関係では)十分な役割を果たし得ないと解される。以上の理由から、本研究では第一に、わが国の会社補償制度の実効性を高めるためには、取締役に重過失が認められる場合における補償禁止の対象から「和解金の支払」の場合を除外する(会社法430条の2第2項3号参照)旨の法改正を行うことが有益である旨を明らかにした。

[2] 次に、カナダにおいては、1997年の倒産法改正により、倒産企業の取締役が業務遂行の過程において負担することとなった損害賠償債務の一部を免除する旨の規定を、債務整理計画等の一内容として組み込むことが許容されるに至っている(Compromise of Claims)。これは、とりわけ1990年代のカナダにおいて、企業が法的倒産手続下に移行する直前に同社の取締役の大半が(その後追及されることになるであろう損害賠償責任のリスクを恐れて)辞任してしまうという事態が多発し、このことが実務上問題視されたことへの対処策として導入されたものである。この点につき、わが国においても、取締役が会社法429条1項に基づく責任を負担する

場合—大半が債務超過企業の事例と考えられる—の中には、既に当該企業が法的倒産手続に移行済である場合も一定数含まれるものと解されるが、企業と取締役との間で「補償契約」を締結するという仕組み上（会社法 430 条の 2 第 1 項参照）、会社補償制度は倒産手続下においてはほとんど機能し得ない（一般債権者たる取締役が、他の債権者に優先して補償債務の履行を求めることはできないため）。このことから、カナダ法の立場を参考に、このような企業の倒産局面において機能し得る追加的な責任軽減措置を新たに導入することにも相応の意義が認められる。以上の認識を前提に、本研究では第二に、取締役の損害賠償債務の一部免除を行う旨の事前の定款の定めを置くことに加えて、実際の免除に際しては利害関係人たる債権者らの承認を得ることを条件として、わが国においても倒産企業の取締役が負担することとなる損害賠償債務の一部を免除することを認めることが有益である旨を明らかにした。

[3]最後に、倒産手続下においては会社補償制度による保護がほとんど機能し得ないという上記[2]の問題に対するより直接的な解決方法としては、当該局面において取締役が有する補償債権に優先的な地位を与えることが考えられる。そこで、本研究では第三に、カナダの倒産法上、倒産企業の債務整理計画等の一内容として、取締役の有する補償債権に最高順位の担保権（Directors' Charge）を付すことが許容されていることを参考に、わが国においてもそのような補償債権に対する優先的な取扱いを（その他の一般債権者に過剰な不利益を課すことがないよう、取締役のために D&O 保険が十分に確保されていないと評価できる場合に限定した上で）認めることが有益である旨を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 木村健登	4. 巻 35(2)
2. 論文標題 倒産局面における取締役の責任リスクとその軽減について(1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中央学院大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 27-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 木村健登	4. 巻 36(1)
2. 論文標題 倒産局面における取締役の責任リスクとその軽減について(2)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中央学院大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 35-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 木村健登	4. 巻 36(2)
2. 論文標題 倒産局面における取締役の責任リスクとその軽減について(3完)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 中央学院大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 87-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 木村健登	4. 巻 84(1)
2. 論文標題 D&O保険の開示義務をめぐるカナダの法と実務	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 77-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------